

大雨災害

災害により被害を受けられた皆様へ

各税金等の減免について



市役所脇を流れる豊田川が氾濫(10月25日)

10月25日の大雨災害により亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、浸水等の被害を受けられた皆様方には心からお見舞い申し上げます。また、災害発生時からご協力をいただいております自治会、消防団、警察、自衛隊、関係機関等の皆様には心から感謝申し上げます。現在、市では災害救助法の適用を受け、全力で復旧に努めておりますので、ご協力をお願いいたします。

先日、武田防災担当大臣、江藤農林水産大臣、今井内閣府大臣政務官が茂原市の被害状況を視察に訪れた際には、最大限の復興支援を行っていただけよう要望いたしました。また、今回氾濫した一宮川や豊田川等の管理者である千葉県森田知事が茂原市の被害状況を視察に訪れた際には、このような災害が二度と起こらないよう河川改修等を速やかに進めていただけるよう強く申し入れました。なお、被災者の方々に対し、次のような制度がありますので、お知らせいたします。

床上浸水の場合、申請が必要です。申請が必要ですが、(減免申請書には「り災・被災証明書」の添付は必要ありません。)

- 市・県民税、国民健康保険税の減免
対象者 水害等により、所有する住宅または家財の損害程度が10分の3以上(床上浸水)で合計所得金額が1000万円以下の方は、別表の割合で減免します。
固定資産税・都市計画税の減免
土地 崖崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、土地面積の10分の2以上が損害を受け、土地の効用を妨げられた場合に対象となります。
家屋 家屋の価値の10分の2以上の損害を受けた場合に次の割合で減免します。
家屋の浸水が床上から
1m未満→10分の4
1m以上1m80cm未満→10分の6
1m80cm以上→全部
償却資産 資産価格の総額に対し、10分の2以上の損害を受けた場合に次の割合で減免します。
2割以上4割未満→10分の4
4割以上6割未満→10分の6
6割以上→10分の8
全て流失・消失→全部
減免対象市税等の対象年度・納期
市・県民税、固定資産税・都市計画税、国

- 国民健康保険税、いずれも、令和元年度(平成31年度)分で令和元年10月25日以降到来する納期限日のもの(普通徴収・特別徴収とも)。納税方法により、一度納付していただいた後でお返しする場合があります。
減免の申請について
受付 令和元年12月13日(金)まで
8時30分~17時15分(土日・休日を除く)
申請方法 減免申請用紙に記入の上、市民税課、国保年金課、資産税課窓口にて提出または郵送
※申請用紙は各申請窓口で入手または市公式ウェブサイトからダウンロード可
その他
災害による税の減免対象とならない方も、納期限までに納付できない事情のある方は、収税課までご相談ください。
後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の減免等について
詳しくは担当課までお問い合わせください。
水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の減免について
料金・使用料の減免には申請が必要です。
添付書類 市の発行するり災証明書または被災証明書の写し

11月15日から「り災証明書」「被災証明書」を発行します
市の被害調査の結果に基づき、家屋等に被害を受けた方に対し、被害の程度を証明する「り災証明書」「被災証明書」を発行します。(本庁のみ)
受付時間 8時30分~17時15分
12月1日(日)までは市役所1階特設会場にて受付(土日受付)。
12月2日(月)からは市民税課窓口にて受付(土日・休日を除く)。
持参するもの
・本人確認書類(運転免許証等) ・印鑑
・委任状(本人もしくは世帯員以外の代理人が申請する場合)
・現像または印刷した写真(床上浸水のみ被害または家財や車などの被害等。被害調査で被害状況等を確認している場合を除く。)
●り災証明書
被害を受けた住家が対象です。(自然災害による住家の被害程度等の内容を証明します。)
●被災証明書
被害を受けた住家以外の建物、車などが対象です。(被災者からの被災の届け出を受けて、被災の事実を証明します。)
※床上浸水の被害を受け、市が被害調査に伺っていない方はお知らせください。調査に伺います。
お問い合わせは、市民税課(2階)
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

Table with 2 columns listing various taxes and services such as City/County Resident Tax, Fixed Asset Tax, Urban Planning Tax, Nursing Insurance, and Water/Sewerage fees, along with their respective contact numbers.

Table titled '別表 市・県民税、国民健康保険税の減免割合' showing reduction rates for property damage. It includes columns for '損害程度' (Damage Level) and '合計所得金額' (Total Income), with rows for different damage levels and income brackets.

### 大雨災害被害状況 (10月31日17時現在)

被害名	件数	被害地域など
死者	2名	
床上浸水	1,445棟	茂原、高師、鷲巣、内長谷、墨田、東茂原、大芝、八千代1～3丁目、茂原西、高師台1～3丁目、大芝1～3丁目、木崎、本小轡、新小轡、町保、長尾、小林、腰当、真名、早野、綱島、八幡原、緑町、長清水、上永吉、下永吉、中の島町、本納、法目、千沢など ※引き続き調査中。件数は住家と非住家を含む。
床下浸水	803棟	
その他(土砂流入等)	16件	長谷、国府関、真名、芦網、中善寺、本納、上太田、下太田、吉井上、大沢など
道路損壊	48カ所	大沢、本納、上太田、下太田、柴名、真名など
がけ崩れ	50カ所	本納、上太田、下太田、柴名、真名、中善寺、石神など
農林業	水路、ため池、林道、野菜、花卉類、機械等	約1億3,710万円
商工業	調査中	
その他	交通機関	外房線の上下線一部運休 停電：最大2,000件
	堤防越流	八千代2丁目・3丁目、茂原、中の島町など
	道路冠水	本納、八千代1～3丁目、茂原、中部、中の島町、早野など
	公共施設	八丁寺住宅、新町保住宅＝浸水被害(床上) 市庁舎＝浸水被害
	文教施設	中央公民館、中の島小学校＝浸水被害(床上) 二宮小学校、本納小学校＝土砂崩れ
避難の状況		最大15カ所、745人

### 災害援護資金の貸付制度

対象	住家の全壊、半壊および家財の3分の1以上の被害があった方	
実施主体	千葉県市町村総合事務組合	
貸付限度額	350万円(被害の種類、程度により限度額が異なります)	
貸付条件	所得制限	世帯人員 平成30年分の総所得額
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
	5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額	
利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%(据置期間は無利子)	
据置期間	3年	
償還期間	10年(据置期間を含む)	
償還方法	年賦、半年賦または月賦元利均等償還(繰上償還可)	
申込期限	令和2年1月31日	
お問い合わせ	社会福祉課(7階) ☎(20)1571、FAX(20)1605	

### 被災中小企業に対する信用保証料助成を予定しています。詳しくはお問い合わせください。

対象	千葉県信用保証協会の信用保証対象となる業種で、市内で1年以上同一事業を営み、市町村民税の未納の無い方
対象制度	茂原市中小企業融資制度
融資限度額	運転資金2,000万円 設備資金3,500万円(所要資金の80%以内)
融資期間	運転資金5年以内 設備資金10年以内
助成内容	信用保証料＝全額助成
お問い合わせ	商工観光課(6階) ☎(20)1528、FAX(20)1604

### 茂原市大雨災害義援金を受付中

大雨災害の義援金を市役所2階会計課・生活課・市民課、本納支所、鶴枝公民館、東部台文化会館で受け付けています。受付時間などは各施設にお問い合わせください。  
また、専用口座も開設しましたので、皆様の温かいご支援・ご協力をお願いします。

#### 義援金口座

- ①ゆうちょ銀行・郵便局 00160-4-588410  
茂原市令和元年大雨災害義援金  
(ゆうちょ銀行または郵便局の窓口での払込手数料が無料になります。)
- ②千葉銀行茂原支店 普通預金 4134868  
令和元年10月茂原市大雨災害義援金  
(千葉銀行本支店ならびに地方銀行協会加盟行本支店の窓口からの振込手数料が無料になります。)  
※①②いずれもATMでの振込は有料となります。

※現金書留の郵便料免除も申請中です。取り扱い開始については、会計課ウェブページをご覧ください。

義援金受付期間 令和2年1月31日

お問い合わせは、会計課(2階)  
☎(20)1576、FAX(20)1609へ。

## 河川周辺等の約3,900世帯に避難指示

### ～大雨災害の被害甚大～

茂原市に大きな傷跡を残した10月25日の大雨(総雨量222ミリ長生土木調)により、市内を流れる一宮川や豊田川などが氾濫し、2,248世帯(10月31日現在)が床上・床下浸水したほか、道路の損壊やがけ崩れが発生し、中央公民館や中の島小学校など公共施設にも大きな被害をもたらしました。



▲被害の大きかった地区を視察する武田防災担当大臣、今井内閣府大臣政務官と田中市長

### 災害ごみ仮置場の設置について

- 開設場所 茂原市東郷1901-3 沢井製薬(株)所有地



- 開設期間 ～12月2日 9時～15時30分 ※土日・休日含む
  - 分別にご協力をお願いします ※生ごみは搬入できません。  
「可燃」「可燃粗大」「金属くず」「生木」「建築木材」「畳」「家具」「スレート」  
「テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・衣類乾燥機・洗濯機」「その他家電」  
「コンクリート破片」「ガラス」「かわら・せともの」  
※通常のごみ回収で排出できるごみは、ルールに従い集積所にお出しください。
- お問い合わせは、環境保全課(6階) ☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

### 住宅に被害を受けた方へ

住宅の修理(工事費の一部支援)や、その修理をする間の一時避難のための支援制度(借上住宅・家賃補助等)を予定しています。また、建築士、行政書士による相談窓口も併設します。

受付時間 8時30分～17時15分

- 11月15日～12月1日 市役所1階特設会場にて受付(土日も受付)。
- 12月2日～ 建築課窓口にて受付(土日・休日を除く)。

お問い合わせは、建築課(8階) ☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

### 各種証明書の無料発行等について

り災・被災者を対象とした金融機関の緊急融資や損害保険の申請等で必要とする場合、次の証明書等を無料発行します。手続き方法は、従来と変更ありません。

※コンビニ交付のご利用は、手数料が免除できません。

#### ●評価額・資産・所得課税・納税の各種証明書

持参するもの＝本人確認書類(運転免許証等)、印鑑(法人の場合)、委任状(代理人が申請する場合)

お問い合わせは、市民税課(2階) ☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

#### ●住民票・記載事項証明書等

持参するもの＝本人確認書類(運転免許証等)、委任状(代理人が申請する場合)

#### ●印鑑登録証明書

持参するもの＝印鑑登録証

#### ●印鑑登録

持参するもの＝登録する印鑑、本人確認書類(運転免許証等)  
登録を希望する本人が来庁できない場合は、お問い合わせください

※り災・被災証明書の交付を受けている場合は、併せてお持ちください

お問い合わせは、  
市民課(2階) ☎(20)1502、FAX(20)1600  
本納支所 ☎(34)2111、FAX(34)4113へ。

### 生活課に臨時市民相談室を開設(土日・休日を除く)

お問い合わせは、生活課(2階) ☎(20)1505、FAX(20)1600へ。